

青年部会規約

青年部会会費規程
青年部会慶弔見舞金規程

一般社団法人 茨城県トラック協会青年部会

一般社団法人茨城県トラック協会青年部会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、一般社団法人茨城県トラック協会の青年経営者を集結し、会員相互の交流を深め、研修啓発に努め、もって企業の社会的地位の向上発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、一般社団法人茨城県トラック協会（以下「茨ト協」という）青年部会と称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 物流経済・経済問題全般についての研究・研鑽
- (2) 教育研修、講演会、実地見学、研究事項発表会等の開催
- (3) 交通遺児の援護等を目的とした募金活動の実施
- (4) 会員相互の親睦を図るための諸行事の開催
- (5) 関東及び全国トラック協会内青年部会組織との連携交流活動
- (6) 県内の小中学校等における交通事故防止教室の実施
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員構成)

第4条 本会の会員は、茨ト協会員事業所の年齢50歳以下の幹部及びこれに準ずるものとする。但し、年度内は、制限年齢を超えても会員資格を有する。

(加 入)

第5条 本会は、加入申込書を各支部代表幹事が認め、かつ、会費を納入したとき幹事会の了承をもって入会とする。

(退 会)

第6条 退会は、部会員所属の事業所が茨ト協の会員たる資格を喪失し

た日、もしくは部会員の退会届けがあり、各支部代表幹事ならびに幹事会で了承したときとする。

2 会員構成第4条に定める年齢に達したときは、退会とする。

(会 費)

第7条 本会は、その行う事業の費用に充てるため、別に定める会費を徴収する。

第3章 役 員 等

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1 名
- (2) 副部会長 6 名
- (3) 幹 事 各支部2名以内並びに茨ト協事務局2名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選出及び任期)

第9条 本会の幹事は、各支部から推薦された者とする。

- (1) 県 北 支 部
- (2) 日 立 支 部
- (3) 水 郡 線 支 部
- (4) 常陸那珂支部
- (5) 水 戸 支 部
- (6) 石 岡 支 部
- (7) 土 浦 支 部
- (8) 県 南 支 部
- (9) 水 戸 線 支 部
- (10) 常 総 支 部
- (11) 古 河 支 部
- (12) 県 西 支 部
- (13) 鹿 行 支 部

2 部会長及び副部会長は幹事の互選とする。

3 監事は、幹事会において会員の中から選任するものとする。

4 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。補充のために選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。なお、改選期の4月1日時点で49歳の者は2年間の任期を有するものとする。

5 部会長の所属支部は、1名の幹事を追加することができる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、茨ト協事務所内に置く。

(役員の職務)

第11条 部会長は、本会を統括し、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、委員会（ワーキンググループ）、幹事会を構成し会務を分掌するとともに、選出支部内の連絡調整等に当たる。

4 監事は、茨ト協理事会に提出する前に部会の事業運営及び財産状況について、調査することができる。

(顧問及び直前部会長)

第12条 本会に顧問及び直前部会長を置くことができる。

2 顧問及び直前部会長は、部会長が幹事の意見を取入れ委嘱する。

3 顧問及び直前部会長は、部会長の諮問に応じ意見を述べ、又は、会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第4章 会 議

(会 議)

第13条 この会に総会（事業報告会）・幹事会・正副部会長会・委員会（ワーキンググループ）の会議を設ける。

2 会議は、部会長が招集する。

3 総会（事業報告会）、幹事会、正副部会長会の議長は、部会長がこれにあたる。

4 会議の議決は、出席人員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

5 本会の運営上必要と部会長が認めたときは、幹事会以外に正副部会長会議を開催、必要に応じた委員会（ワーキンググループ）を設置することができる。

(総会(事業報告会))

第14条 総会(事業報告会)は原則として、年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。ただし部会長がその必要を認めた場合は、臨時に開催することができる。

2 総会(事業報告会)には、次の事項を報告する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 当協会理事会への上程事項
- (5) その他、部会長が特に必要と認めた事項

(事業計画)

第15条 部会長は、毎事業年度の始めに、事業計画及び予算案等を作成し、幹事会及び茨ト協理事会に連絡承認を受けなければならない。

(幹事会)

第16条 幹事会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成し、会務の執行に関する議案及び、その他部会長が必要と認めた事項について審議決定する。

第5章 会 計

(会 計)

第17条 本会の事業は、茨ト協の予算及び会費を基に執行する。

2 本会は、事業運営の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

(規約の変更)

第19条 この規約は、幹事会において出席者の3分の2以上の議決を得て変更することができるが、変更には茨ト協理事会の承認が必要である。

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則は幹事会の議決を得て部会長が別に定める。

2 会費については、別に定める会費規程による。

3 慶弔金及び見舞金の支給については、別に定める慶弔見舞金規程による。

(寄付行為)

第21条 本会は、政府の指定する激甚災害または、これに準ずる災害発生時における義援金と交通遺児の援護等を目的とする寄付行為を行う。拠出先及び金額は、都度、幹事会の決議によるものとするが、急を要する場合には役員に書面で決議を諮る場合がある。また、直後の総会（事業報告会）において報告するものとする。

2 上記の寄付行為については、出来る限り預かった年度に寄託するものとする。

(施行日)

第22条 この規約は、平成3年3月23日から施行する。

2 この規約は、平成5年6月26日から施行する。

3 この規約は、平成10年7月4日から施行する。

4 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成29年1月31日から施行する。

青年部会会費規程

(会費の徴収)

第1条 青年部会規約第20条によりこの部会の会費について次の通り定める。

(会費の額)

第2条 会費は、年額1人5,000円とする。

2 中途入会者の会費は、年額の会費を徴収する。

(納入方法)

第3条 会費は、事務局から請求し、各支部の幹事がまとめて納入するものとする。

(退 会)

第4条 納入された会費は、退会であっても返済しない。

(臨時会費)

第5条 部会長は、必要に応じて、幹事会に諮り、臨時会費を徴収することができる。

附 則

1 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成29年1月31日から施行する。

青年部会員慶弔見舞金規程

第1条 この慶弔見舞金規程は、青年部会員の慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 部会員に対し、下記慶弔がある場合は慶弔金を支給する。

【死亡の場合】

1. 本人 花輪（時価）及び香料（10,000 円）
2. 配偶者 花輪（時価）及び香料（10,000 円）
3. 実父母 花輪（時価）及び香料（10,000 円）
4. その他弔電等については、都度部会長が決定する。

【結婚の場合】

1. 部会員が結婚したときは、祝電等を贈る。

第3条 見舞金については、都度部会長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月31日から施行する。

令和 年 月 日

一般社団法人 茨城県トラック協会長 殿

郵便番号

住 所

事業所名

代表者名

印

青 年 部 会 加 入 申 込 書

この度、貴青年部会を 年 月 日付をもって加入致したく
お届け
いたします。

氏 名	役 職 名	生年月日	年 令	電 話 番 号
				FAX 番 号
E メールアドレス			携帯番号	

令和 年 月 日

一般社団法人 茨城県トラック協会 殿

住 所

名 称

代表者名



青 年 部 会 退 会 届

このたび貴青年部会を令和 年 月 日付をもって脱会
致したくお届けいたします。

所属支部名 _____

会 社 名 _____

部会員氏名 _____ 